

岩見沢市火葬場設置条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため火葬場使用料の改定を行う。

第2 改正の内容

岩見沢市火葬場（浄安殿）の使用料を次のように改める。

		改正前	改正後
死体 (火葬炉)	岩見沢市民	15,000円／回	20,000円／回
	その他	40,000円／回	53,000円／回
死産児 (焼却炉)	岩見沢市民	1,500円／回	2,000円／回
	その他	1,600円／回	5,300円／回
肢体 (焼却炉)	岩見沢市民	800円／個	2,000円／回
	その他		5,300円／回
胞衣又は産わ い物 (焼却炉)	岩見沢市民	800円／個	1,000円／件
	その他		2,600円／件
動物炉	岩見沢市民	10,000円／回	13,000円／回

備考 胞衣又は産わい物に適用される岩見沢市民とは市内に所在する事業所とする。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第47号

岩見沢市火葬場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市火葬場設置条例の一部を改正する条例

岩見沢市火葬場設置条例（昭和44年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

浄安殿

種別	岩見沢市民	その他
火葬炉	20,000円／回	53,000円／回
焼却炉	死産児	2,000円／回
	肢体	2,000円／回
	胞衣又は産わい物	1,000円／件
動物炉	小動物（ペット）	13,000円／回

備考 胞衣又は産わい物に適用される岩見沢市民とは、市内に所在する事業所とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、
改正後の岩見沢市火葬場設置条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。